

○岡山市基本政策等に関する審議会設置条例

平成23年3月16日

市条例第7号

岡山市総合政策審議会条例（平成12年市条例第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の基本的な政策等の企画立案に当たり、必要な調査審議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市基本政策審議会（以下「基本政策審議会」という。）及び分野別の政策審議会（以下「特定政策審議会」という。）を設置する。

（所掌事務等）

第2条 基本政策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。ただし、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

（1） 総合計画及び複数の特定政策審議会の分野に係る主要な行政計画に関すること。

（2） 複数の特定政策審議会の分野に係る主要な政策課題に関すること。

2 特定政策審議会の名称及び所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。ただし、所掌する事務については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

名称	所掌事務
岡山市総務・市民政策審議会	総務，財政，行財政改革，市民生活及び文化分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市保健福祉政策審議会	保健，医療及び福祉分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市環境政策審議会	環境分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市経済政策審議会	経済及び産業分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市都市・消防政策審議会	都市整備，交通，消防及び防災分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。

（組織）

第3条 基本政策審議会及び特定政策審議会（以下「審議会」という。）は、それぞれ委員10人以内で組織する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、委員を5人以内で増員することができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年11月14日までとする。

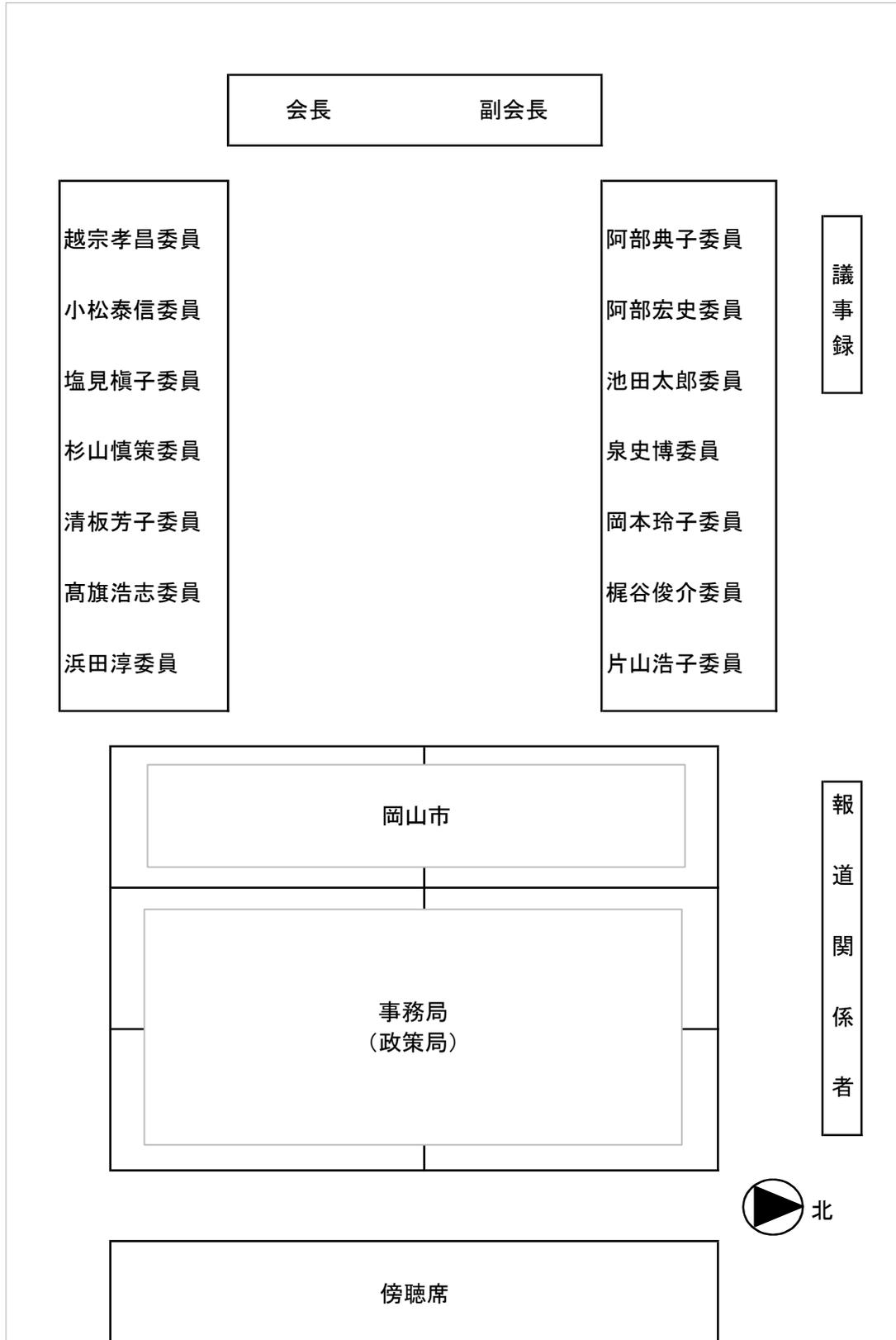
基本政策審議会 委員名簿

氏名	役職名
あべ のりこ 阿部 典子	NPO法人みんなの集落研究所首席研究員
あべ ひろふみ 阿部 宏史	岡山大学理事・副学長（企画・総務担当）
いけだ たろう 池田 太郎	岡山市連合町内会副会長
いずみ ふみひろ 泉 史博	株式会社中国銀行取締役会長
おかもと れいこ 岡本 玲子	岡山大学大学院保健学研究科教授
かじたに しゅんすけ 梶谷 俊介	岡山商工会議所ビジネス交流委員会委員長
かたやま ひろこ 片山 浩子	NPO法人岡山市日中友好協会会長
こしむね たかまさ 越宗 孝昌	株式会社山陽新聞社代表取締役会長
こまつ やすのぶ 小松 泰信	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
しおみ まきこ 塩見 槇子	岡山市連合婦人会会長
すぎやま しんさく 杉山 慎策	就実大学経営学部学部長
せいた よしこ 清板 芳子	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科教授
たかはた ひろし 高旗 浩志	岡山大学教師教育開発センター教授
はまだ じゅん 浜田 淳	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授
ふじわら けいこ 藤原 恵子	株式会社フジワラテクノアート代表取締役社長

平成26年度
第1回岡山市基本政策審議会 配席表

日時:平成26年12月18日(木)13:30~15:00

場所:本庁舎3階第3会議室



岡政企第 349 号
平成26年12月18日

岡山市基本政策審議会
会長 様

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市のまちづくりの長期的な構想について（諮問）

岡山市基本政策等に関する審議会設置条例（平成23年市条例第7号）第1条及び第2条第1項第1号の規定に基づき、岡山市のまちづくりの長期的な構想について、貴会のご意見を伺います。

新たな総合計画の策定にあたっての基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

岡山市は、平成21年度を初年度として、「岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕」に基づき、政令指定都市としてのまちづくりを推進してきました。

その間、岡山市政を取り巻く状況は大きく変化し、新たな政策課題が生じています。

特に、急激に進む少子高齢化や人口減少への対応が、我が国全体の大きな政策テーマとなる中で、これまで順調に人口が増加してきた岡山市においても、近い将来、人口減少期に突入することを見据え、中長期的な展望に立ち、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、市民一人一人が健康でいきいきと暮らし、安心して結婚・出産・子育てをすることができる環境づくりや、女性が様々な分野で輝くための取組等を進めていくことが求められています。

さらには、岡山市は、市域内に中心市街地や豊かな田園地帯など、多様な地域を有しており、各地域の特性や資源をいかしながら、調和のとれた地域づくりを進めていく必要があります。

一方、中四国の交通結節点に位置し、人口160万の岡山大都市圏の中心都市である岡山市には、産業の振興や雇用の創出など、圏域全体の成長と発展をけん引する役割を担うことも求められています。

また、巨大地震の発生や大型化する台風、頻発する集中豪雨等による自然災害への不安の増大や、岡山市初の国連機関による国際会議の開催を契機とする市民協働意識の高まり、岡山駅前への西日本最大級の大型商業施設の開業など、都市ビジョンの策定時には想定していなかった大きな環境変化も生じています。

こうした時代の要請や環境の変化に的確に対応しつつ、市民の皆様と目標を共有し、ともに考え、ともに行動しながら、魅力と活力のあるまちづくりを進めるため、新たな総合計画を平成28年度中に策定します。

2 計画の名称

「(仮称)第6次岡山市総合計画」とし、副題も含めて今後検討します。

3 計画の構成、計画期間

長期構想(仮称)、中期計画(仮称)の2層構成とし、それぞれ、「市議会の議決すべき事件に関する条例」に規定する基本構想、基本計画として、議会の議決を経るものとします。

(1) 長期構想(仮称)

長期的な視点に立ち、岡山市のまちづくりの基本理念・将来像や市政運営の基本方針等を示します。

計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

(2) 中期計画（仮称）

長期構想（仮称）を実現するための政策・施策の体系を整理し、政策分野別の目標や施策の方向性等を示します。

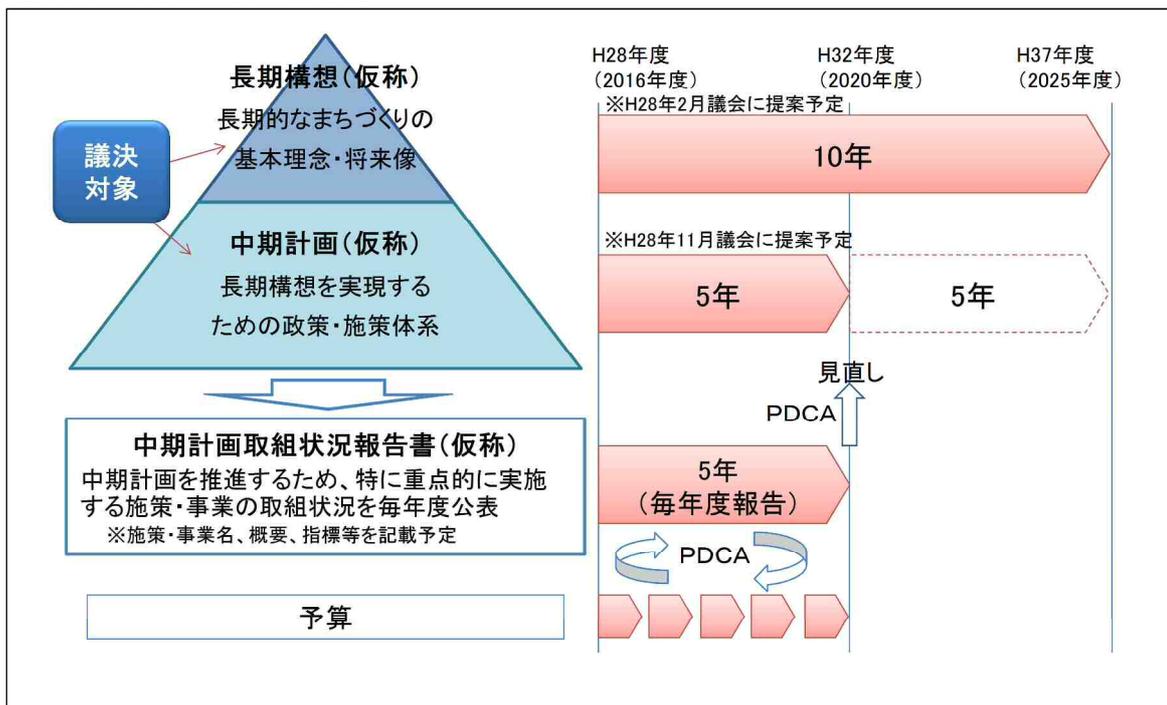
また、地域の特性を踏まえた地域づくりの基本的な方向性等を区別計画として示します。

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

(3) 中期計画取組状況報告書（仮称）

中期計画（仮称）を推進するため、特に重点的に実施する施策・事業について、その取組状況を毎年度公表します。なお、重点的に実施する施策・事業については、社会経済情勢の動向等を踏まえながら、適宜、追加等を行うものとします。

[計画の構成と計画期間]



4 計画策定体制等

(1) 基本政策審議会

「岡山市基本政策等に関する審議会設置条例」に基づき、学識経験者、市民など15名で構成する岡山市基本政策審議会において、新たな総合計画について審議を行います。

(2) 総合計画策定検討委員会

市長を委員長とする岡山市総合計画策定検討委員会を庁内に設置し、新たな総合計画の策定に向けて、全庁的な取組を推進します。

(3) 市民参加

市民をはじめ多様な主体が新たな総合計画の策定に参加していただけるよう、ワークショップや市民アンケートなどの様々な機会を設けるとともに、構想や計画の素案について、パブリックコメントを行う等により、幅広い市民意見の反映を図ります。

5 計画策定にあたって留意すべき事項

(1) 市民にわかりやすい計画

岡山市のまちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む項目等をわかりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための計画とします。

(2) PDCAサイクルの確立と見える化

中期計画（仮称）において客観的な成果指標を設定し、定期的に評価・検証する仕組みをつくりまします。中期計画（仮称）を推進するため、特に重点的に実施する施策・事業の取組状況を毎年度公表することで、実効性のある計画とします。

(3) 個別計画との整合性の確保

各局区室が所管する個別計画については、新たな総合計画との整合性を確認し、必要に応じ改定を行います。

新たな総合計画の策定期間中に改定や策定する予定の個別計画については、法令で規定があるもの等を除き、必要に応じて策定作業の進捗調整を行う等により、総合計画との整合性を確保します。

特に、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中で、これからの行財政改革の理念を計画の中に位置づけるとともに、新たな行革の実践方針と整合性の取れた計画とします。

6 策定スケジュール

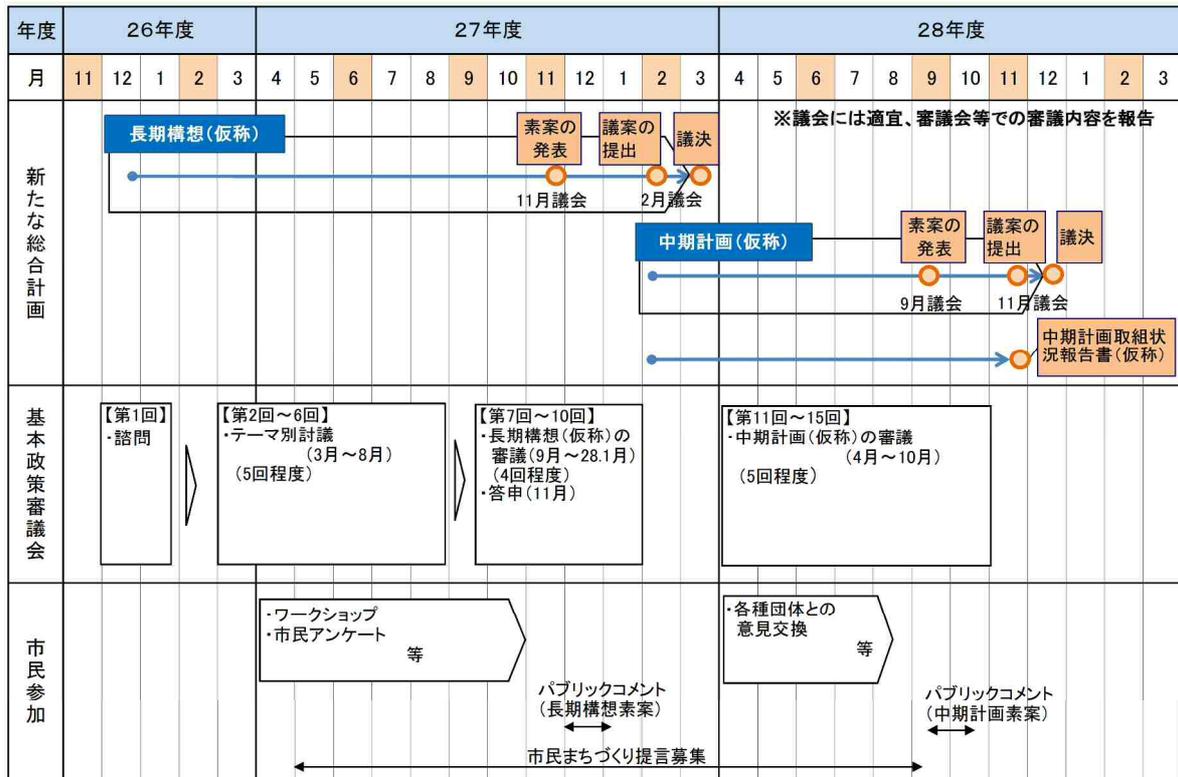
(1) 長期構想（仮称）

平成26年12月～	基本政策審議会における審議等
平成27年4月～	市民参加（ワークショップ、市民アンケート等）
平成27年11月	長期構想（仮称）の素案の発表
平成28年2月	長期構想（仮称）（案）の議案提出

(2) 中期計画（仮称）

平成28年4月～	基本政策審議会における審議等
平成28年4月～	市民参加（各種団体との意見交換等）
平成28年9月	中期計画（仮称）の素案の発表
平成28年11月	中期計画（仮称）の議案提出

[策定スケジュール]



基本政策審議会の審議の進め方について（イメージ）

長期構想（仮称）の審議 平成26～27年度 10回

- 第1回 平成26年12月18日（木）13時30分～15時
 ○委員等の紹介 ○会長及び副会長の互選
 ○諮問（岡山市のまちづくりの長期的な構想について）
 ○協議（新たな総合計画策定の基本的な考え方、その他）

【テーマ別討議】

（第2回～6回 計5回）平成27年3月～8月

- 第2回 テーマ①「人口減少時代における都市のあり方（仮題）」
 （総論：人口減少、少子・高齢化、圏域、行財政改革等）
 第3回 テーマ②「岡山の活力の創造と調和のとれた都市づくり（仮題）」
 （産業・経済、観光・交流、都市・交通、地域づくり）
 第4回 テーマ③「市民生活の向上と岡山の担い手づくり（仮題）」
 （健康・医療・福祉、生活・環境、教育・子育て、女性、文化、
 地域活動、市民協働等）
 第5回 テーマ④「重点課題」※
 第6回 テーマ⑤「重点課題」※
 ※テーマ①～③で浮かび上がった重点課題についてより深く討議

【長期構想の審議】

（第7回～10回 計4回）平成27年9月～28年1月

- 第7回 市民意見、テーマ別討議の結果、長期構想（骨子案）
 第8回 長期構想（原案）
 第9回 長期構想（答申案） 平成27年11月
 ↓
 [長期構想について答申]
 ↓
 （長期構想（素案）として11月議会に報告、パブリックコメント）
 ↓
 第10回 パブリックコメント結果、長期構想（修正案） 平成28年1月

長期構想（案）の議案提出 平成28年2月議会

中期計画（仮称）の審議 平成28年度 5回程度